

(照会先)
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ
担当：参事(人事担当) 三 上
人 事 係 長 堀 井
電話 0 2 2 - 2 9 1 - 0 4 1 1

令和 7 年 6 月 1 9 日
独立行政法人国立病院機構
北海道東北グループ

職員の懲戒処分について

独立行政法人国立病院機構仙台医療センターにおいて、以下の非違行為があり、当該非違行為者に対し、独立行政法人国立病院機構職員就業規則第92条第3号及び第4号の規定により懲戒処分を行いました。

事 項	内 容
事案の概要	行為者は、令和5年12月から少なくとも令和6年2月までの間、勤務時間中に動画を観ながらギターの練習を行っていたものである。
処分年月日	令和 7 年 6 月 1 9 日
処分量定等	(行 為 者) 独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター 医師 (年齢非公表) (処分量定) 戒告